

大阪公立大学文学部・文学研究科教育促進支援機構会則

制 定 令和4年4月1日

(名称)

第1条 本会は、大阪公立大学文学部・文学研究科教育促進支援機構 (Society for the Promotion of Education at School of Literature and Human Sciences, Osaka Metropolitan University) と称す。

(目的)

第2条 本会は、文学部・文学研究科の教育・研究に関する会員の活動を相互に支援・助成し、親睦と交流を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育活動の推進
- (2) 学部生・院生による研究活動への支援
- (3) 学部生・院生の進路選択への支援
- (4) 定期刊行物の発行
- (5) 学外に向けた活動への支援
- (6) 会員の親睦・交流
- (7) その他、本会の目的にとって適当と認められる事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

学生会員……文学部学生及び文学研究科院生

教員会員……文学研究院又は文学研究科又は文学部に関係する教員

賛助会員……本会の目的趣旨に賛同し、所定の会費を納入する個人又は団体

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
文学研究科教員のなかより研究科長が指名により選出
- (2) 副会長 2人
教員と学生から各1名、運営委員の互選により選出
- (3) 運営委員 10人
教員運営委員 (5人) は、文学研究科教員の中より文学研究科長 (以下「研究科長」という。) が指名し、文学研究科教授会の承認を得て選出
学生運営委員 (5人) は、学生会員のなかより選出
- (4) サポート委員 5人
教員会員のなかより教授会の承認を得て選出
- (5) 監事 2人
学生会員、教員会員からそれぞれ選出

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とし、再任を妨げないが連続3回までとする。ただし、欠員等が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第7条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 運営委員は、運営委員会を組織し、会則の定めるところに従い本会の運営について審議し会務を執行する。

(4) サポート委員は、運営委員会による会務の執行を補佐する。

(5) 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

第9条 総会は、毎年1回開催し、本会運営の基本方針を決定し、学生運営委員及びサポート委員を選出する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。また、会員の3分の1以上の要求がある時、会長は臨時総会を開催しなければならない。

第10条 運営委員会は、月に1回開催し、会務運営について審議し、企画立案書・予算案その他重要な会務について運営方針を決定する。

第11条 運営委員会は、半数以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数で決定する。総会に出席できない場合は委任状をもって議決権を行使でき、議事は、委任状を含めた出席者の過半数で決定する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入金をもってこれにあてる。

(会費)

第13条 会費（年会費）は次のとおりとする。

教員会員 8000円

学生会員 4000円

賛助会員個人 1口10000円以上、団体 1口50000円以上

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第15条 本会の予算、決算及び事業計画は、総会の承認を得なければならない。

(その他)

第16条 本会会則の施行に必要な細則は、運営委員会に諮り会長がこれを定める。

第17条 本会会則は、総会の委任状による出席者を含めた出席者の3分の2以上の多数でこれを改正することができる。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

大阪公立大学文学部・文学研究科教育促進支援機構運営委員会内規

制 定 令和4年4月1日

第1条 大阪公立大学文学部・文学研究科教育促進支援機構（以下「支援機構」という。）の会務運営・執行機関として、運営委員会をおく。

第2条 教員運営委員は、文学研究科長の指名により、教員会員の中から文学研究科教授会の承認を得て選出する。

第3条 学生運営委員は、学生会員の中から、前年度学生委員が候補者を推薦し、総会の承認を得る。

第4条 教育支援、研究支援、進路支援、編集、広報の事業ごとに担当する委員をおくほか、文学研究科との共同事業に関しても担当の委員をおく。

第5条 教員会員、学生委員ともに運営委員の選出は、前年度中に行うこととする

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。